

2022年度版

うるま市



障がい福祉 ガイドブック



この冊子の内容は、令和4年11月現在の内容を掲載しておりますので詳しくは、お問い合わせください。

相談		5
手帳		9
医療		11
手当・年金等		14
障害者総合支援法による総合的な支援		17
児童福祉法に基づく障害児支援		22
補装具・日常生活用具等		25
その他の支援		27
自動車・交通等		29
教育		32
就労支援・相談		32
税・使用料の減免等		33
その他		35
関係機関・施設等一覧表		37



うるま市福祉部 障がい福祉課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号うるま市役所 東棟1階

TEL:098-973-5452 FAX:098-973-5103



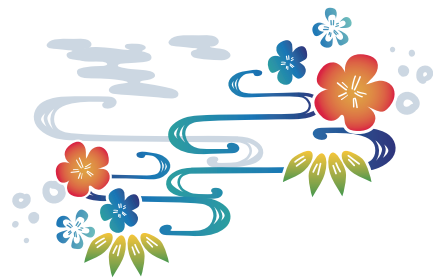
UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



ガイドブックをご覧になる前に

この「障がい福祉ガイドブック」は、障がいのある方が該当されるであろうと思われる諸制度の内容を大まかに示したものです。障がいのある人もない人も暮らしやすい社会づくりを目指していくために、多くの皆様に手に取っていただき、少しでも皆様の社会参加の機会拡大、またご家族のお役に立てて頂ければ幸いです。紙面の都合上、最小限の内容で記載しておりますので、詳しい内容につきましては、各担当窓口にお問い合わせください。



〈障がいの表記について〉

障がいのある人の思いを大切にし、心のバリアフリーを推進する観点から、本ガイドブックでは、基本的に（人を修飾する場合）「障がい」と表記し、国の法令等に基づく制度や施設名、または法人、団体名等の固有名詞については「障害」と表記します。



相談

- 1 相談支援事業所 / 2 うるま市障がい者等基幹相談支援センター
- 3 障がいを理由とした差別に関する相談 5
- 4 障がい者への虐待に関する相談
- 5 障がい者福祉団体、親の会など
- 6 うるま市地域活動支援センター 6
- 7 うるま市社会福祉協議会
- 8 うるま市民生委員児童委員
- 9 生活困窮者自立支援相談
- 10 生活保護相談
- 11 うるま市地域包括支援センター 7
- 12 成年後見制度利用支援事業
- 13 難病等に関する相談 / 14 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 8

手帳

- 1 身体障害者手帳 (身体障がい児・者)
- 2 療育手帳 (知的障がい児・者) 9
- 3 精神障害者保健福祉手帳 (精神障がい児・者) 10

医療

- 1 自立支援医療 (育成医療)
- 2 自立支援医療 (更生医療)
- 3 自立支援医療 (精神通院医療) 11
- 4 重度心身障害者 (児) 医療費助成 12
- 5 後期高齢者医療制度 (後期高齢者医療保険) / 6 特定医療費 (指定難病) 公費負担制度 / 7 障がい者・児の歯科治療について / 8 在宅訪問歯科診療 / 9 母子及び父子家庭等医療費助成事業 13

手当・年金等

- 1 特別障害者手当 / 2 障害児福祉手当 14
- 3 特別児童扶養手当 / 4 児童扶養手当 / 5 障害基礎年金 15
- 6 特別障害給付金 / 7 心身障害者扶養共済制度 16

障害者総合支援法による総合的な支援

- 1 障害福祉サービス (介護給付・訓練等給付) 18
- 2 地域相談支援 / 3 計画相談支援 / 4 高額障害福祉サービス等給付費等
- 5 地域生活支援事業 20

児童福祉法に基づく障害児支援

- 1 障害児通所支援 / 2 障害児相談支援 / 3 障害児入所支援 / 4 高額障害福祉サービス等 23
- こども発達支援センターあすいろ 24

補装具・日常生活用具等

- 1 補装具費の給付 25
- 2 日常生活用具の給付 / 3 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 / 4 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 26

その他の支援

- 1 手話通訳者の派遣 / 2 手話通訳者設置事業 / 3 要約筆記者の派遣
- 4 緊急通報システム / 5 重度身体障がい者および高齢者福祉電話設置 27
- 6 うるま市避難行動要支援者避難支援事業 / 7 生活支援事業
- 8 市営住宅入居抽選の優遇について 28

自動車・交通等

- 1 自動車運転免許取得に対する助成
- 2 自動車改造に対する助成
- 3 生活福祉資金 (障がい者用自動車購入に必要な経費) の貸付 / 4 運賃の割引 29
- 5 那覇空港駐車場料金の割引
- 6 有料道路通行料金の割引 30
- 7 駐車禁止除外指定車
- 8 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 31

教育

- 1 就学相談・教育支援委員会
- 2 教育相談【ふたば】 / 3 適応指導教室【さわやか学級】 / 4 つなぎ支援コーディネーター 32

就労支援・相談

- 1 沖縄公共職業安定所 (ハローワーク沖縄) / 2 中部地区障害者就業・生活支援センター花灯 / 3 就労移行支援 就労継続支援 (A型・B型) 就労定着支援 32

税・使用料の減免等

- 1 所得税および市市民税・県民税の障がい者控除 / 2 市市民税・県民税の障がい者非課税 / 3 相続税等の障がい者控除 / 4 個人事業税 / 5 NTT電話番号案内料の免除 33
- 6 NHK放送受信料の免除
- 7 自動車税 (種別割・環境性能割)
- 8 軽自動車税 (軽自動車・原付・軽二輪・小型二輪) の減免 34

その他

- 1 郵便等による不在者投票
- 2 選挙の際の代理投票・点字投票
- 3 聴覚・言語障がい者用110番アプリ
- 4 聴覚・言語障がい者用NET118
- 5 聴覚・言語障がい者用メール119
- 6 聴覚・言語障がい者用NET119
- 7 電話リレーサービス (日本財団電話リレーサービス) / 8 点字・声の広報等発行事業 / 9 図書館利用サービス 35
- 10 障がい者等のマル優 (少額預金等の利子非課税) / 11 医療的ケアの必要なお子さんが利用することのできるサポートや制度について 36

関係機関・施設等一覧表

- 1 うるま市事業所・施設一覧 37



UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

障がいに関するマーク

障害者のための 国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、設備であることを示す世界共通のマークです。

問 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL.03-5273-0601
FAX.03-5273-1523

身体障害者標識 (身体障害者マーク)



肢体が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

問 警察庁 TEL.03-3581-0141(代)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

問 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
TEL.03-5253-1111(代)
FAX.03-3503-1237

聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)



聴覚が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

問 警察庁 TEL.03-3581-0141(代)

耳マーク



耳が不自由であること、及び耳が不自由な人への配慮を示すマークです。

問 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL.03-3225-5600
FAX.03-3354-0046

ハート・プラスマーク



見た目ではわかりにくい、体の中に障がいがあることを示すマークです。

問 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
TEL:080-4824-9928

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。

問 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当
TEL. 03-5320-4147



オストメイトマーク



人工肛門、人工膀胱がある人、またそうした人のための設備があることを示すマークです。

問 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
TEL.03-3221-6673
FAX.03-3221-6674

障害者雇用支援マーク※



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

問 公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター
TEL.052-218-2154
FAX.052-218-2155

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合会推奨マーク)



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

問 岐阜市福祉部障がい福祉課
TEL.058-214-2138
FAX.058-265-7613

内閣府のホームページを参照しています。(※を除く。)

障がいへの理解を深め、みんなが暮らしやすいうるま市を目指して

障害者差別解消法

「障害を理由とした差別」をなくす法律です



障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

障がいを理由とした差別には、

障がいのある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

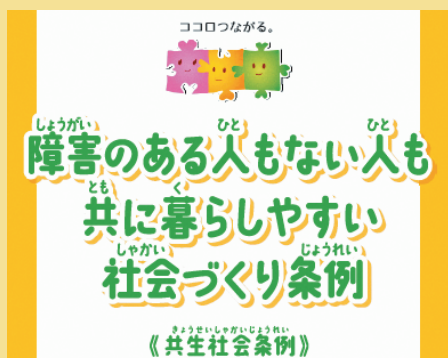
障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしないことです。



こんなことで困ったことはありませんか？

※相談窓口についてはP5をご覧ください。

- レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。
- アパートやマンションを借りようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。
- 災害時の緊急避難所で、聴覚障がいがあることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。
- スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に断られた。



沖縄県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」（共生社会条例）において、障がいのある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会（インクルーシブ社会）の実現を目指しています。

条例の全文は沖縄県のホームページで確認できます。

共生社会条例

検索

まずは各市町村の担当窓口にご相談ください

障がい者虐待

気づいて!防ごう!

障がい者が安心して暮らせるうるま市へ



障害者虐待防止法

ってどんな法律?

障がい者の当たり前の生活を守る法律です

障害者虐待防止法は、正式名称を「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者が安心して生活し、社会参加できるように、私たち一人一人が虐待の防止に取り組みをしましょう。

1 身体的虐待

- 例えば**
- ▶ 殴る、蹴る、やけどをさせる
 - ▶ 身体を縛り、行動を制限する、羽交い締めにする
 - ▶ 過剰投薬など

- サイン**
- ・体にアザや傷、やけどの跡がある
 - ・手を上げると身をかばうような動作をする
 - ・おびえた表情をする、急に泣き出す



2 性的虐待

- 例えば**
- ▶ 性的行為を強要する、性的暴力、胸や性器を触る
 - ▶ わいせつな言葉を言う、キスをする、裸にする
 - ▶ 性器や性行為を見せる、ポルノ雑誌や映像を見せる
- *同性同士も含みます

- サイン**
- ・肛門や性器から出血が見られる
 - ・性器の痛みやかゆみを訴える
 - ・歩き方が不自然になる、ずっと座ってられない
 - ・周囲の人の身体を触るようになる



3 心理的虐待

- 例えば**
- ▶ ののしる、怒鳴る ▶ こども扱いする
 - ▶ 無視する

- サイン**
- ・わめく、泣くなどパニック症状を起こす
 - ・睡眠が不規則になる、夢にうなされる
 - ・表情が無くなる、無力感、なげやりになる
 - ・過食や拒食が見られる



4 放棄・放任(ネグレクト)

- 例えば**
- ▶ 必要なサービスや医療を受けさせない
 - ▶ 十分な食事を与えない
 - ▶ いつも同じ服を着ている、入浴をさせない
 - ▶ 部屋にゴミが散らかっている

- サイン**
- ・病気やけがをしても病院に連れて行かない
 - ・極端な体重の減少がみられる、空腹を訴える
 - ・身体から異臭がする
 - ・髪や爪が汚れている



5 経済的虐待

- 例えば**
- ▶ 年金や賃金が本人のために使われていない。これらのお金がどのように管理されているか本人が知らない
 - ▶ 日常生活に必要な金銭を渡さない
 - ▶ 本人の同意なしに資産や預貯金を処分・運用する
 - ▶ 雇用主が工賃・給料を支払わない

- サイン**
- ・預金通帳や年金を家族・他人が管理し、借金返済や遊興費などに使っているように思える
 - ・工賃・給料や年金などでお金があるにもかかわらず、サービスの利用料や光熱費などの支払いが滞っている
 - ・空腹の訴えが多く、食事を摂っていないように見える



国民の誰もが通報の義務があります。

うるま市障がい者虐待防止センター(障がい福祉課内)

平日(8:30-17:15)

☎973-5452

詳しくはP6をご覧ください。

夜間休日(17:15-翌朝8:30)

☎080-8362-0179

相談

相談窓口は、その相談内容により異なりますので、該当する窓口を選ぶ必要がありますが、不明な場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。

1. 相談支援事業所 (令和4年4月1日現在委託先)

障がいをお持ちの方やそのご家族、関係機関の方々からの相談に応じ、必要な支援や情報提供を行います。ご本人の希望を大切にし、より自分らしく生活できるようお手伝いします。(生活に関する相談や情報提供、福祉サービスについての相談など。)

※相談は無料です。相談内容は固く守られます。(秘密厳守)

対象

うるま市にお住まいの障がいをお持ちの方(児童含む)、ご家族、関係機関の方々など。(身体・知的・精神・難病・発達障がい・高次能機能障害など手帳の有無は問わず相談できます。)

相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日を除く)

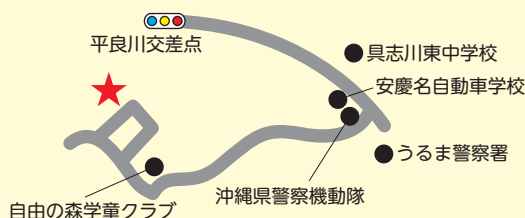
うるま市地域生活支援センターあいあい

うるま市安慶名一丁目8番1号(うるみん2F)
☎979-0555



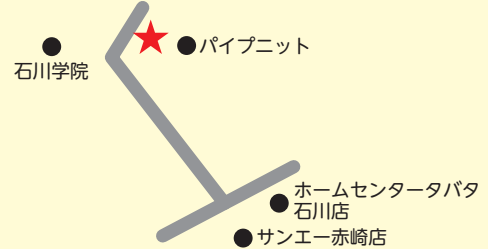
相談支援センターハルモニア

うるま市字仲嶺530番地34 仲嶺ハイツB-13
☎090-1943-9579



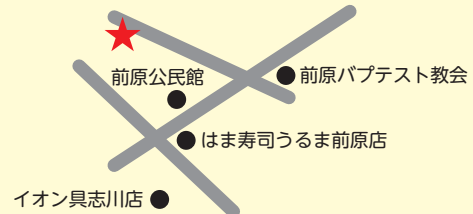
相談支援センター 石川学院

うるま市石川東山本町2丁目12番15号
☎090-6869-5286



相談支援事業所サマンの木

うるま市字前原411番地4
☎080-6488-9909



2. うるま市障がい者等基幹相談支援センター



うるま市みどり町一丁目1番1号(障がい福祉課内)
☎973-5452 FAX973-5103

対象

市内在住の方

内容

地域の中核的な相談支援機関として研修会や支援会議の開催、委託相談支援事業所や関係機関と連携して、障がいのある方やご家族がスムーズに相談できる体制づくり、自立支援協議会の運営を通して障がいの有無に関係なく誰もが住みやすいまちを目指します。

相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日を除く)

3. 障がいを理由とした差別に関する相談



障がい福祉課 障がい相談係 ☎973-5452

相談

4. 障がい者への虐待に関する相談 全

うるま市障がい者虐待防止センター(障がい福祉課内)
平日(8:30-17:15):☎973-5452
夜間休日(17:15-翌朝8:30):☎080-8362-0179

対象

身体・知的・精神障がい(発達障がい含む)、その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける以下の方。

- ① 市内在住の方
- ② うるま市で障害福祉サービス等の支給決定を受け、障害福祉サービス等事業所を利用している方。

内容

自身が虐待を受けている場合、また、虐待を受けていると思われる障がい者を発見した場合、速やかに通報してください。匿名でも受け付けます。

相談時間

24時間365日

5. 障がい者福祉団体、親の会など 全

家族会の方が、障がいをお持ちの方や、そのご家族の悩みや困ったことを受けとめ、同じ障がいを持つ人のさまざまな悩みを共感できる場を設けることで、地域における障がい者等の生活をサポートします。(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

うるま市身体障がい者協会
☎987-7790 FAX987-7802

うるま市手をつなぐ育成会
※問い合わせは障がい福祉課まで
うるま市心の健康を守る結の会

具志川断酒会 ☎090-8290-1006(仲田方)
☎973-3213 FAX電話番号と同じ

- 多様性を応援する親の会ふろしき
- ・ えんじえる みどり町児童センター
☎972-6200(第2水曜日)
 - ・ さくらんぼ いしかわ児童館
☎964-6051(第3火曜日)
 - ・ クローバー 屋慶名児童館
☎978-6082(第3金曜日)

個性豊かな子をもつ親の会ひだまり
・ ひだまり なかきす児童センター
☎974-1309(第2金曜日)

6. うるま市地域活動支援センター 全

障がい福祉課 障がい相談係 ☎973-5452

地域活動支援センターは、障がいのある方が地域の中で自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう創作的活動などを通じて社会との交流促進を図る場です。

I型

地域生活支援センター あいあい

住所:うるま市安慶名一丁目8番1号
(うるみん2F)

☎979-0555

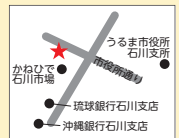


I型

地域活動支援センター みほそ

住所:うるま市石川二丁目2番1号

☎989-8146



III型

地域活動支援センター ゆい

住所:うるま市字喜屋武252-1

☎973-3213

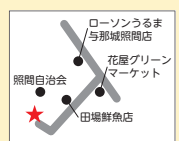


III型

うるま市障がい者支援センター あやはし苑

住所:うるま市与那城照間702番地

☎978-1280



7. うるま市社会福祉協議会

うるま市安慶名一丁目8番1号(うるみん2F)
☎973-5459

対 象

市内在住の方

主な相談支援活動

- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)個別相談、訪問活動等
- ・生活福祉資金貸付事業
総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、緊急小口資金等
- ・うるま市権利擁護センター事業
福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、書類等預かり等

8. うるま市民生委員児童委員

全

うるま市民生委員児童委員協議会事務局
(うるま市社会福祉協議会内) ☎973-5459

対 象

市内在住の方

内 容

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当区域内の児童・障がい者・高齢者等の諸問題についての相談を受け、関係機関へつなぐ等の支援を行っています。

9. 生活困窮者自立支援相談

全

うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
☎989-3972

対 象

市内在住の方

内 容

失業等により経済的な問題で生活に困っている、働くことに不安を抱えている、住居を失うおそれがある(または喪失した)、生活や就職の問題を抱えている等の理由で生活困窮に陥っている方々に、就労による自立に向けた相談を行っています。相談窓口では専門の相談員が寄り添いながら、就労相談や他機関との連携による各種制度の活用に向けた支援を行います。

10. 生活保護相談

全

保護課 ☎979-6552

対 象

市内在住の方

内 容

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

11. うるま市地域包括支援センター

全

介護長寿課 ☎973-5112

高齢者と家族のための総合相談窓口です。

名称(委託法人名称)	住 所	連絡先	担当行政区
うるま市地域包括支援センターいしかわ(社会福祉法人育賛会)	石川白浜2-3-5 石川ビル1F	☎965-6121 FAX964-1166	曙・南栄・城北・中央・松島・宮前・東山・旭・港・伊波・嘉手苅・山城
うるま市地域包括支援センター具志川北(医療法人和泉会)	栄野比462	☎972-3595 FAX972-3522	天願・昆布・栄野比・川崎・みどり町1~2・みどり町3~4・みどり町5~6・石川前原・東恩納・美原
うるま市地域包括支援センター具志川ひがし(医療法人社団志誠会)	上江洲779-2	☎974-4001 FAX974-8008	具志川・田場・赤野・宇堅・上江洲・大田・川田
うるま市地域包括支援センター具志川にし(有限会社在宅介護サービスひまわり)	喜仲1丁目3番18号 1階	☎989-3788 FAX989-0933	安慶名・平良川・西原・上平良川・兼箇段・米原・喜仲
うるま市地域包括支援センター具志川みなみ(株式会社トータルライフサポート研究所)	字江洲135-3 (津嘉山の杜ビル トップカシータ内)	☎979-5698 FAX979-5864	赤道・江洲・宮里・塩屋・豊原・高江洲・前原・志林川・新赤道
うるま市地域包括支援センターかつれん(社会福祉法人与勝福祉会)	勝連南風原4569-1 グランチャリオ1F	☎978-1551 FAX978-3553	南風原・平安名・内間・平敷屋・津堅・与那城西原
うるま市地域包括支援センターよなしろ(社会福祉法人中陽福祉会)	与那城屋慶名1410 (あやはし苑内)	☎987-8220 FAX987-8277	浜・比嘉・照間・与那城・饒辺・屋慶名・平安座・桃原・上原・宮城・池味・伊計

12. 成年後見制度利用支援事業



65歳未満の窓口：障がい福祉課 障がい相談係
☎973-5452

65歳以上の窓口：地域包括支援センターP7参照

対象

- ・認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が乏しいため、自己の財産を管理し、または処分するには援助が必要であると認められた方。
- ・本人の配偶者および2親等内の親族がいないか、またはあっても本人の保護を適切に行うことができないと認められた方。
- ・本人の福祉を図るため審判請求を行うことが特に必要であると認められた方。

内容

身寄りがない方等のために、市長が成年後見等の審判請求を行ったり、成年後見人への報酬を助成することで、成年後見制度の利用を支援する事業です。

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などを行う時に、判断がむずかしく不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。下記の法律行為の支援が受けられます。

①財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割協議等、財産に関する契約等についての助言や支援。

②身上監護

介護、福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払など、日常生活にかかわってくる契約等の支援。

利用料

申立費用、鑑定費用等については、家庭裁判所の決定により本人に負担していただく場合があります。

- ・成年後見人への報酬助成は、一定の要件を満たした方が対象になります。
- ・判断能力の状況や生活状況、親族状況を調査検討の上で決定されます。

13. 難病等に関する相談



沖縄県中部保健所 地域保健班
沖縄市美原一丁目6番28号 ☎938-9883

主な相談支援活動

- ・難病患者等の医療相談及び指導に関すること
- ・小児慢性特定疾病及び特定患者の医療費助成事務に関すること
- ・原爆被爆者に対する保健相談及び指導並びに医療特別手当等に関すること

相談時間

平日 午前10時～午後5時

14. 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

那覇市首里石嶺町四丁目373番1号
☎882-5704

対象

障害福祉サービス利用者とそのご家族

内容

福祉サービスの利用者と提供事業者間で解決が困難な苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関として、沖縄県社会福祉協議会に設置されています。また、福祉サービス提供事業所段階で適切に苦情が解決できるよう、研修会の開催や助言などの支援を行っています。





手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいがあり、長期にわたり日常生活または社会生活上で制限を受けている方が、各種の福祉サービスの提供を受けるときに必要な手帳です。

1. 身体障害者手帳(身体障がい児・者) (身)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障がいがある方。

内容

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要で、障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

手帳交付申請の手続き

必要なもの

- ① 指定医師による診断書(3か月以内有効)
- ② 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- ③ マイナンバーカード
- ④ 今お持ちの身体障害者手帳(再交付申請のとき)
- ⑤ 代理の方が申請する場合は代理の方の本人確認できるもの

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- ・紛失、破損、写真や等級の変更、障害名追加、再認定等
 - ・住所(施設入所)、氏名、保護者情報等変更
 - ・等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等
- ※指定医師については障がい福祉課障がい給付係にお問い合わせください。

2. 療育手帳(知的障がい児・者) (知)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

療育手帳は、児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方に交付されます。

内容

児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所が知的障がいの判定を行うことにより、様々なサービスを受けやすくすることを目的としたものです。

手帳交付申請の手続き

必要なもの

- ① 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
 - ② マイナンバーカード
 - ③ 母子手帳(持っている方、18歳未満の方のみ)
- ※交付申請後に児童相談所または知的障害者更生相談所で判定を受けます。

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- ・紛失、破損、写真変更等
- ・住所(施設入所)、氏名、保護者情報等変更
- ・等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

再判定

療育手帳は定期的に判定を受ける必要があります。手帳に記載されている次の判定年月をご確認ください。判定期限の1~2か月前に直接、下記判定機関に予約を入れ、再判定を受けてください。

判定機関・再判定機関

18歳未満: コザ児童相談所
住所 沖縄市知花6-34-6
☎937-0859

18歳以上: 沖縄県知的障害者更生相談所
住所 那覇市首里石嶺町4-385-1
☎886-2115
※中部保健所にて巡回相談あり。



手帳

3. 精神障害者保健福祉手帳(精神障がい児・者)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対 象

精神障がいのために日常生活または社会生活上に制限があり、手帳の交付を希望する方。ただし、精神障がいと診断された日から6ヶ月以上経過しており、かつその症状等が持続しているか、または精神障がいを受給事由とする年金を受給していることが必要です。

内 容

一定の精神障がいの状態にある方がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

手帳交付の手続

申請に必要な書類を持参して障がい福祉課に申請し、申請後、沖縄県の審査を経て、約2～3カ月後に手帳が交付されます。

▶ 障害年金証書等による申請(精神障がいを受給事由とする年金を受給している方)

必要なもの

- ① 「障害年金証書」または「特別障害者給付資格者証」の写し
- ② 年金振込通知書(はがき)または年金額確定通知書
- ③ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- ④ 本人の認印
※ゴム印不可
- ⑤ マイナンバーカード
- ⑥ 本人確認書類

▶ 診断書による申請(初診日より6カ月以上経過後可能)

必要なもの

- ① 診断書(様式は医療機関にあります。有効期間は発行から3か月です)
- ② 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- ③ 本人の認印
※ゴム印不可
- ④ マイナンバーカード
- ⑤ 本人確認書類

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真変更等
- 住所(施設入所)、氏名等変更等
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

更新の手続

手帳の有効期限は申請した日から2年間です。更新手続きは期限の3カ月前から可能です。現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳も忘れずにお持ちください。





医療

年齢や疾病の種類等により医療援護の制度が異なりますが、医療機関等で保険による診療を受けた場合の医療費が給付または助成される次の制度があります。

1. 自立支援医療(育成医療)

(児)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

18歳未満の次の疾患のある方で確実な治療効果が期待できるもの。ただし、所得が一定以上ある方は、ご利用いただけない場合があります。

- ① 肢体不自由
- ② 視覚障害
- ③ 聴覚、平衡機能障害
- ④ 音声言語、そしゃく機能障害
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸または肝臓機能障害
- ⑥ ⑤を除く先天性の内臓機能障害
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

内容

放置すると将来障がいを残す可能性がある疾患をもっている18歳未満の児童に対して手術等により確実な治療効果が期待できる場合に公費で医療費を補助する制度です。なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。

必要なもの

- ① 医師の意見書(指定自立支援医療機関)
 - ② 特定疾病療養受療証(人工透析療法の場合)
 - ③ 健康保険証
 - ④ 課税証明書・所得証明書(うるま市で確認のとれる方は必要ありません。所得によっては対象外となることもあります)
 - ⑤ 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、振り込まれる通帳の写し等)
 - ⑥ マイナンバーカード
 - ⑦ 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)
- ※事前申請が原則ですが、緊急の手術を行った場合に限り事前に病院から電話連絡があった場合は事後申請を認めています。

2. 自立支援医療(更生医療)

(身)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方で更生のために医療が必要な方。ただし、所得が一定以上ある方は、ご利用いただけない場合があります。

内容

障がい程度を軽減したり、機能回復することができると見込まれる医療(手術等)の給付が受けられます。なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。

医療の範囲

医療の範囲(例)

- ① 視覚障害……水晶体摘出手術、網膜剥離手術等
- ② 聴覚障害……穿孔閉鎖術等
- ③ 言語障害……形成術、薬物・暗示療法による療法等
- ④ 肢体不自由……人工関節置換術、切断端形成術等
- ⑤ 内部障害……人工透析、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)(じん臓機能障害)、ペースメーカー埋込み術、心臓移植後の抗免疫療法(心臓機能障害)、中心静脈栄養法(小腸機能障害)、肝臓移植後の抗免疫療法(肝臓機能障害)、抗HIV療法(HIVによる免疫機能障害)等

必要なもの

- ① 医師の意見書(指定自立支援医療機関)
 - ② 特定疾病療養受療証(人工透析療法の場合)
 - ③ 身体障害者手帳
 - ④ 健康保険証
 - ⑤ 課税証明書・所得証明書(うるま市で確認のとれる方は必要ありません。所得によって対象外となることもあります。)
 - ⑥ 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、振り込まれる通帳の写し等)
 - ⑦ マイナンバーカード
 - ⑧ 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)
- ※更生医療は、身体障害者手帳をもっていることが適用の条件になりますので、まだ身体障害者手帳の交付を受けていない方は、早めに手帳交付の手続きをしてください。

3. 自立支援医療(精神通院医療)

(精)(他)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方



内容

指定の医療機関等で医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。所得等に応じて自己負担上限が決められていますが、沖縄県では精神通院医療費特別公費負担制度(復帰特別設置法)の適用により公費負担となっています。ただし、訪問看護事業所の訪問看護については、特別公費負担制度の対象にならないため、所得等に応じて自己負担があります。

必要なもの

- ① 自立支援医療診断書(精神通院医療用。診断書の提出は2年に1回。有効期間は発効から3か月。)
- ② 健康保険証(受診者と同じ医療保険に加入している者全員分(写し可))
- ③ 本人の認印(※ゴム印不可)
- ④ 課税証明書・所得証明書(うるま市で確認のとれる方は必要ありません。)
- ⑤ 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、振り込まれる通帳の写し等)
- ⑥ マイナンバーカード
- ⑦ 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)

※次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- ・紛失、破損、汚損等
- ・住所、氏名、健康保険証、医療機関等の変更等

※医療機関等(病院・薬局・訪問看護・デイケア等)の変更は、県の承認を受けた日(承認日)以後に変更後の医療機関等で公費が適応されますので、医療機関変更がある場合は、1カ月程度余裕をもって変更届を提出してください。承認を受けていない医療機関等で医療を受けた場合は自己負担が発生しますので注意してください。

4. 重度心身障害者(児)医療費助成

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

市内に居住し、住民基本台帳(または外国人登録原票)に登録されている方、または住所地特例対象施設に入所している方で、健康保険に加入されている次のいずれかに該当する方です。

- ① 身体障害者手帳を所持し、障がいの程度が1級または2級の方。
- ② 療育手帳を所持し、障がいの程度がA1またはA2の方。

※本人およびその配偶者もしくは扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は該当しません。

※生活保護受給者は対象外です。

※身体障害者手帳の交付日、療育手帳の判定日の承認日、転入の場合はうるま市に転入した日から対象となります。

(事由発生から14日を経過して申請した場合は申請日から対象となります。)

※生活保護、施設利用等で公費負担医療(10割)を受けている方および他市町村国民健康保険住所地特例適用の方は対象となりません。

(注意)

所得制限については、本人所得が一定額以上の方は助成対象外となります。未申告の方は、申告が必要です。

内容

- ① 健康保険適用後の一部負担額(外来、入院、薬局、歯科全て対象です。)や、入院時食事療養費の標準負担額の2分の1を助成します。ただし、高額療養費や附加給付金等は差し引いて助成します。
- ② 健康保険の適用となる訪問看護療養費、治療用装具等も助成の対象になります。
- ③ 健康保険が適用されない往診のとき車賃や薬などの容器代や入院したときの差額ベット料および歯科の特殊な治療などの費用は助成の対象になりません。
- ④ 公費による医療(更生医療や難病医療費助成等)が適用された場合の自己負担が生じた部分については、助成の対象となります。
- ⑤ 領収書の申請期間は、**診療のあった翌月から1年以内です。支払日からではありません。**

▶ 次の場合は、手続きが必要です。

- ① 住所、氏名、加入健康保険が変わったとき
- ② 振込先口座を変更するとき
- ③ 受給者証を紛失、または破損したとき
- ④ 障がいの程度が変わり、新たに手帳が交付されたとき
- ⑤ 転出や死亡したとき
- ⑥ 生活保護など他の公的医療費助成を受けることになったとき

必要なもの

受給者証の交付申請のとき

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳
- ・ 健康保険証
- ・ 通帳
- ・ 所得課税証明書(転入時)

医療費助成(償還払い)の申請のとき

- ・ 領収書(受診日から1年以内のもの)
- ・ 受給者証
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳
- ・ 健康保険証

※県内の「自動償還払い」を実施している医療機関については、受診する際に、窓口で健康保険証と重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者証を提示し、支払いを済ませた場合は、障がい福祉課窓口でのお手続きは不要です。

5. 後期高齢者医療制度(後期高齢者医療保険)

国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎973-3177

対 象

65歳以上75歳未満で、一定の障がいの状態にあることにより、沖縄県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

内 容

65歳以上75歳未満で、一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することで、世帯の収入によっては、医療費の負担割合が1割負担となる場合や、保険料が安くなる場合があります。

※障害認定により、すでに後期高齢者医療制度に加入されている方で、障害者手帳に有効期限のある方については、障害者手帳を更新した際は、届出が必要です。

6. 特定医療費(指定難病)公費負担制度

沖縄県中部保健所 地域保健班 ☎938-9883

対 象

- (1) 沖縄県に住所を有する者
- (2) 指定難病にかかっていると認められる者で、次の①か②のいずれかに該当する者。
 - ① その症状の程度が国の定めた程度の者。
 - ② 上記①に該当せず、申請をおこなった月以前の12月以内に、指定難病に係る総医療費が33,330円を超える月が3か月以上ある者。

内 容

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。

7. 障がい者・児の歯科治療について

沖縄県口腔保健医療センター ☎888-0648

対 象

障がいがあるため日常の歯の健康管理が難しい、または意思表示が十分でないため一般の歯科医院での治療が困難な障がい児、障がい者の方。

内 容

全身麻酔歯科治療を行い、健康増進および福祉の向上を図ることを目的とします。

※治療内容や費用負担等の詳しいお問い合わせは 沖縄県口腔保健医療センターまで直接ご連絡ください。

診療日

平日 午前9時～12時 午後1時～5時
※完全予約制

8. 在宅訪問歯科診療

沖縄県歯科医師会 在宅歯科支援センター ☎888-0648

対 象

歯科診療所に通院が困難な方

内 容

お口の事で困っているが、歯科診療所に通院が困難な方を対象に、歯科医師や歯科衛生士がご自宅、入居施設に出向いて歯科診療や口腔ケアを行います。

申込み方法

ご本人またはご家族、入居施設職員の方が在宅歯科支援センターにお電話でご相談ください。

診療日

平日 午前9時～12時 午後1時～5時

9. 母子及び父子家庭等医療費助成事業

こども家庭課 児童係 ☎973-4983

母子家庭の母および児童、父子家庭の父および児童、父、または母がある一定の障がいの状態にある児童、または父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成することが出来ます。詳しくは、こども家庭課児童係にお問い合わせください。

障がいの等級により国・県・市から障がい者等に各種の手当てや年金が支給される制度です。

1. 特別障害者手当

身知精

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者(20歳以上)に支給されます。ただし、施設に入所中の方、継続して3ヶ月を超えて入院している方は対象外です。本人または扶養義務者が一定所得を超えている場合も対象になりません。

対象

障がいや病状が次のうち2つに該当するかまたはそれと同程度以上に重度な方

- ①両眼の視力の和が0.04以下のもの等(矯正視力による)
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢すべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▶ 次の場合には、手続きが必要です。

- ①転居、転出、死亡、施設入所、3ヶ月を超えて入院をしたとき
- ②振込口座の変更をしたとき

内容

月額27,300円(令和4年4月現在)
手当は、5月・8月・11月・2月に、それぞれ前月分までの3ヶ月分を支給します。

必要なもの

- ・指定の診断書
- ・所持している障害者手帳(手帳の交付を受けていない方も申請は可能です)
- ・口座振込のため本人の預金通帳
- ・マイナンバーカード
- ・年金受給額が分かるもの

2. 障害児福祉手当

身知精児

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、施設入所中の方は支給されません。

対象

障がいや病状が次のうちいずれかに該当する方

- ①両眼の視力の和が0.02以下のもの等(矯正視力による)
- ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▶ 次の場合には、手続きが必要です。

- ①転居、転出、死亡、施設入所をしたとき
- ②振込口座の変更をしたとき

内容

月額14,850円(令和4年4月現在)
手当は、5月・8月・11月・2月に、それぞれ前月分までの3ヶ月分を支給します。

必要なもの

- ・指定の診断書
- ・所持している障害者手帳(手帳の交付を受けていない方も申請可能です)
- ・口座振込のため本人の預金通帳
- ・マイナンバーカード
- ・年金受給額が分かるもの

3. 特別児童扶養手当

身知児

こども家庭課 ひとり親支援係 ☎973-4983

対象

精神又は身体に障がいをもつ児童(20歳未満)を養育している父母又は養育者に支給されます。

内容

1級該当の児童1人につき:月額52,400円
2級該当の児童1人につき:月額34,900円
手当は、4月・8月・11月に支給します。(令和4年4月現在)

手当を受給中に、新たに身体障害者手帳または療育手帳を取得または、手帳の等級が変更になった場合には、支給月額が変更になる場合があります。また、申請者および扶養義務者の所得額が所得制限限度額以上になると手当は支給されません。詳細は窓口でご確認ください。

4. 児童扶養手当

身知

こども家庭課 ひとり親支援係 ☎973-4983

対象

市内に居住し、次の支給要件のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者)を監護している母または監護しかつ生計を同じくする父若しくは父母にかわって養育している方。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童(棄児など)

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人目の金額	月額 43,070円	43,060円から10,160円まで
児童2人目の加算額	月額 10,170円	10,160円から5,090円まで
児童3人目以降の加算額	月額 6,100円	6,090円から3,050円まで

(令和4年4月現在)

手当は、5月・7月・9月・11月・1月・3月に支給します。支給月額は、所得に応じて決定されます。公的年金を受給している方で、年金額が手当額より低い方は、その差額が支給されます。また、申請者および扶養義務者の所得額が所得制限限度額以上になると手当は支給されません。詳細は窓口でご確認ください。

5. 障害基礎年金

身知精

市民課 国民年金係 ☎973-5498 内線1276・1277・1278

対象

病気やけがにより仕事が制限されるようになった場合に、下記の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ① 病気やケガの初診日が国民年金加入期間が20歳前、又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間にあること。
- ② 障がいの状態が、障害認定日(初診日から1年6か月経過した日、又は症状が固定した日)、又は20歳に達した時に政令で定める1級、2級に該当していること。
- ③ 初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間で保険料納付期間と免除期間をあわせて期間が3分の2以上あること、又は初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。

内容

- 1級 年額972,250円(令和4年度)
- 2級 年額777,800円(令和4年度)

6. 特別障害給付金

身 知 精

市民課 国民年金係 ☎973-5498 内線1276・1277・1278

対 象

国民年金の強制加入に移行する前の任意加入対象期間中において、任意加入をしていなかった期間に初診日がある病気やケガが原因で、現在、障害基礎年金の1級または2級の障がい状態である次にいずれかに該当する方。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

①昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった被用者等の配偶者の方

②平成3年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった学生の方

なお、障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる方は対象になりません。

※詳細については窓口でご相談ください。

内 容

特別障害給付金1級:月額52,300円

特別障害給付金2級:月額41,840円

必要なもの

- 指定の診断書
- 病歴状況申立書
- 受診状況等証明書
- 年金手帳 ほか

7. 心身障害者扶養共済制度

身 知 精 児

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に一定額の年金を支給する制度です。

対 象

将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者(1級から3級)、精神障がい者などを扶養している65歳未満の疾病や障がいのない健康な方

内 容

掛金は、加入時の加入者の年齢により異なります(1口月額9,300円~23,300円)。1人の障がい者につき2口まで加入できます。

加入者が死亡または著しい障がいを有する状態となった時、その月から障がい者に毎月2万円(2口加入の場合には4万円)の年金を障がい者が亡くなるまで支給します。

必要なもの

- 印鑑
 - 住民票(加入者と障がい者分) ほか
- 申請内容により必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

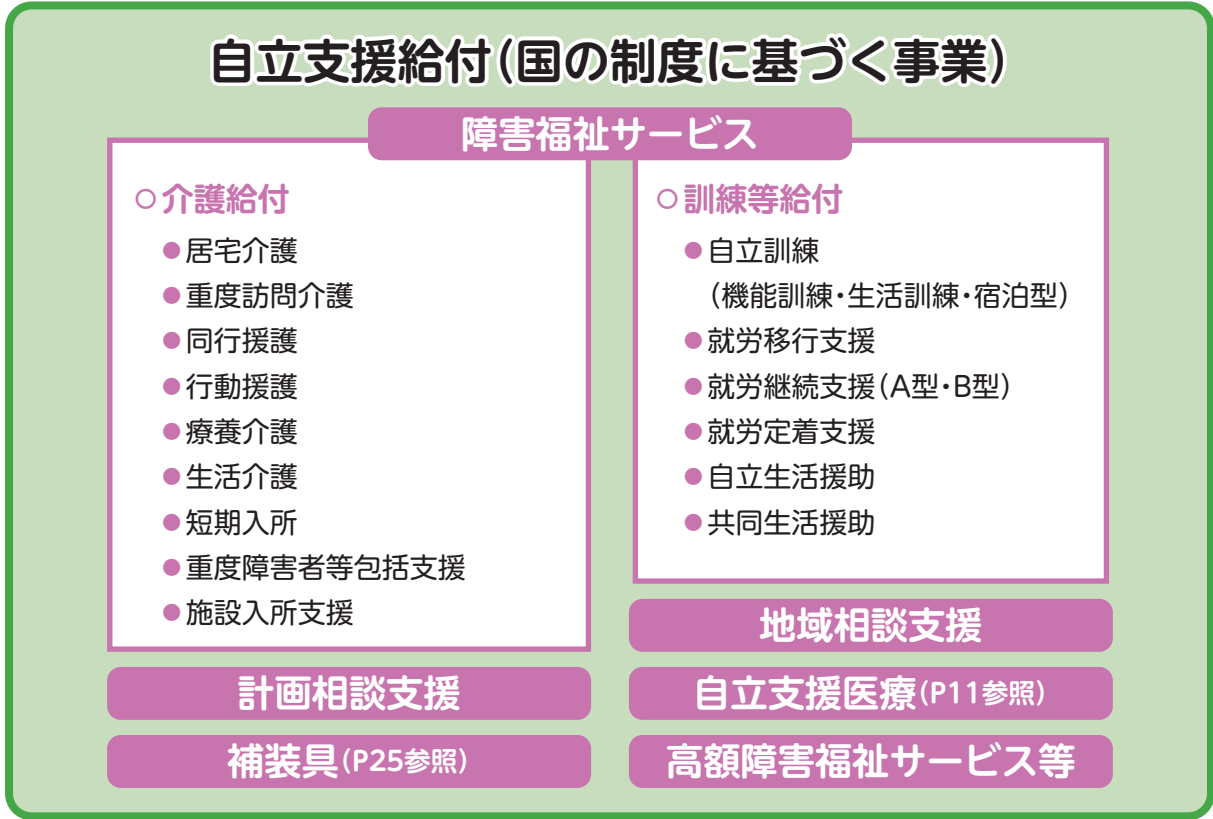




障害者総合支援法による総合的な支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービスです。障害福祉サービスを受けられる障がい者の範囲には、難病患者等も含まれます。

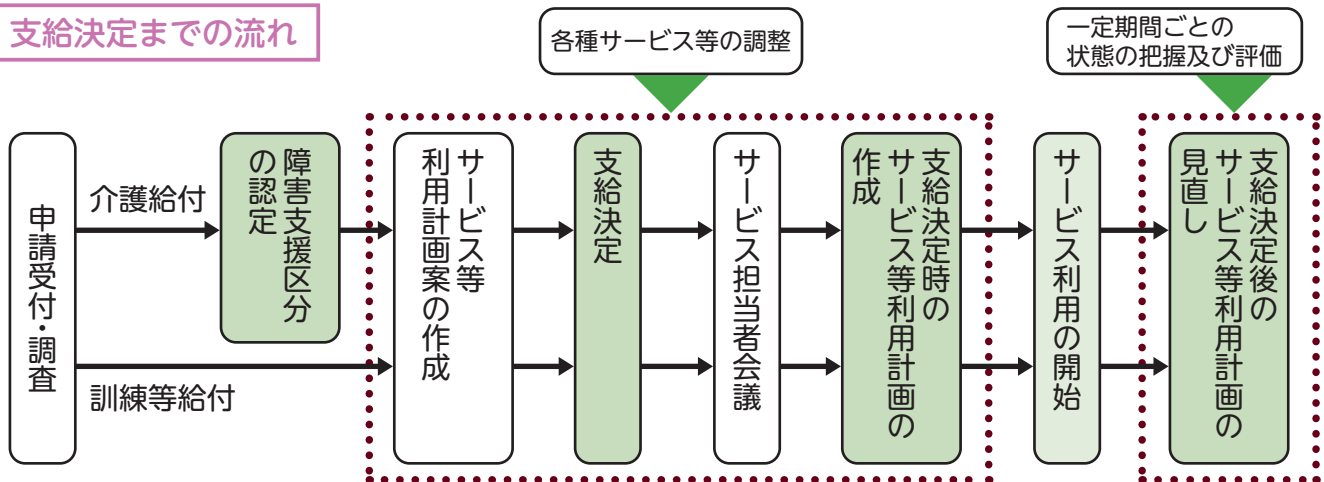
介護保険の被保険者は、原則として介護保険サービスが優先となります。



地域生活支援事業(市が実施する事業)

※20ページ「5 地域生活支援事業等」を参照

支給決定までの流れ



※障害福祉サービスの申請については、障がい福祉課窓口(973-5452)にて手続きをさせていただきます。



障害者総合支援法による総合的な支援

利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1ヶ月当たりの負担上限があります。(非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし。)
また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。

1. 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付) ※事業所については、P37~P41「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

訪問系サービス

居宅介護 → 介護給付



障がい者等の自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護 → 介護給付



重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護 → 介護給付



視覚障がいにより、移動に困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

行動援護 → 介護給付



知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援 → 介護給付



常時介護を必要とする障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支援が必要な方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方、並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助を包括的に提供します。

自立生活援助 → 訓練等給付



障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者で、理解力や生活力等に不安のある方に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、必要な助言や連絡・調整を行います。

居住系サービス

施設入所支援 → 介護給付



施設に入所している障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

共同生活援助(グループホーム) → 訓練等給付



共同生活の住居に居住している障がい者に、地域で共同生活を営むために必要な日常生活上の相談や援助を行います。

日中活動系サービス

療養介護 → 介護給付

身 知 精 難

病院で常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

生活介護 → 介護給付

身 知 精 難

施設等で常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

短期入所(ショートステイ) → 介護給付

◎

自宅で障がい者の介護を行う方の疾病等により、障がい者を介護できない場合に、障害者支援施設、児童福祉施設、その他以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行います。

自立訓練(機能訓練) → 訓練等給付

身 知 精 難

障がい者等に、施設や自宅などにおいて、身体機能や生活能力が高まるためのリハビリやトレーニング、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練(生活訓練) → 訓練等給付

身 知 精 難

障がい者等に、自立した生活を営むために必要な訓練や生活全般についての相談および助言その他の必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練 → 訓練等給付

身 知 精 難

障がい者等に、居室等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

就労移行支援事業 → 訓練等給付

身 知 精 難

就労を希望する65歳未満の障がい者で、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型(雇成型) → 訓練等給付

身 知 精 難

企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型(非雇成型) → 訓練等給付

身 知 精 難

企業等に雇用されることが困難な方のうち就労移行支援事業等を利用したが企業等の雇用に結びつかない方、その年齢や心身の状態その他の事由により引き続き当該事業所での雇用が困難な方、その他の企業等に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労定着支援 → 訓練等給付

身 知 精 難

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用し、一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う生活面の課題がある方の就労の継続を図るために、企業や自宅等への訪問や、事業所や関係機関との連絡調整等を行い、就労に伴う生活面の課題解決に向けて必要となる支援を行います。



2. 地域相談支援

※事業所については、P37～P41「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

地域移行支援

身知精難

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

地域定着支援

身知精難

自宅において单身等で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

3. 計画相談支援

※事業所については、P37～P41「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

サービス利用支援

◎

障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障がい者の心身の状況、その置かれた環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービス等利用計画を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

継続サービス利用支援

◎

サービスの利用を開始した障がい者に対し、サービスの利用状況などを確認し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し等を行います。

4. 高額障害福祉サービス等給付費等

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

高額障害福祉サービス等給付費等の支給

◎

同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合に、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5. 地域生活支援事業

障がい福祉課 ☎973-5452

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の介護給付サービスや訓練等給付サービスと併せて、障がいのある方が地域で自立し生活を送ることができるよう実施するものです。

利用者負担

各事業の利用者負担については、障がい福祉課へお問い合わせください。

相談支援事業

◎ ※P5～8参照

障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、虐待防止や権利擁護のために必要な支援を行います。

意思疎通支援事業

◎ ※P27参照

聴覚障がい者や言語機能障がい者の公的機関での手続きや通院等に手話通訳者等を派遣します。また、障がい福祉課に手話通訳者を配置します。

日常生活用具給付事業

◎ ※P26参照

障がいがある方に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。



移動支援事業(ヘルパーによる外出支援)



屋外での移動に困難がある障がい者等に、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。

移動支援事業



- ・リフト付き福祉バス運行事業(うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459)

身体障がい者の外出に際し、通常の公共交通機関では外出困難な方をリフト付き福祉バスを運行し、社会参加活動及び外出の支援を行っています。

- ・重度身体障害者移動支援事業(うるま市身体障がい者協会 ☎987-7790)

重度障がい者等で歩行が困難な方や車いすをご利用の方に、リフト付きの車両を必要に応じて貸し出しています。

- ・リフト付き福祉タクシー利用助成事業(障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452)

対象者

身体障害者手帳1級から4級に該当する方で、車いす常用の方

助成方法

市が指定する福祉タクシーで利用できるタクシーチケット交付しています。

チケットの交付を受けるには、身体障害者手帳を持参のうえ、障がい福祉課の窓口で申請ください。(助成額は、1乗車につき基本料金相当額です。)

地域活動支援センター事業



※P6参照

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに日常生活に必要な便宜の供与を行います。※「基礎的事業」に加えて「Ⅰ型・Ⅱ型」までの事業を行います。

日中一時支援事業



障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。

重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業



自力または家族の介助のみでは入浴することができない重度身体障がい者等に、訪問により自宅において入浴するのに適した浴槽を運搬または、入浴設備を整えた車両等を設置して入浴の支援を行います。

対象

次のすべてに該当する方

- ① 居宅介護等での入浴が困難な方
- ② 家族介助での入浴が困難な方
- ③ 医師の許可を得ている方
- ④ 感染症疾患を有していない方

障害者生活サポート事業



地域で生活をする障がい者に対し、障がい者の自立生活と社会復帰を促進することを目的として、日常生活に関する必要な支援を一時的に行います。

◎地域生活支援事業の利用を希望される方は、あらかじめ市に申請し、利用の承認を受ける必要があります。

自発的活動支援

障がいのある人やその家族、地域住民の自発的な交流活動を支援します。

理解促進研修・啓発事業

障がいのある人への理解を深めるためのイベントや広報を行います。

成年後見制度利用支援事業

※P8参照

成年後見制度の適正な利用を促進するため、成年後見等開始審判申立に要する費用及び後見人等の報酬の助成を行うとともに、関係課と協働し、成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進を図ります。

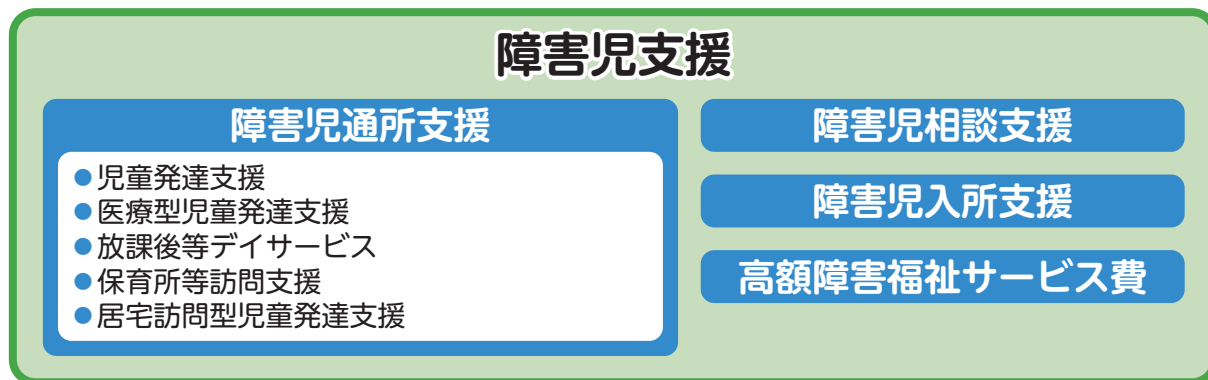
津堅島キャロットぴゅあサロン事業

津堅島へ指導員を月1回派遣し、障がい者同士の交流の場や創作活動及び生産活動を行います。

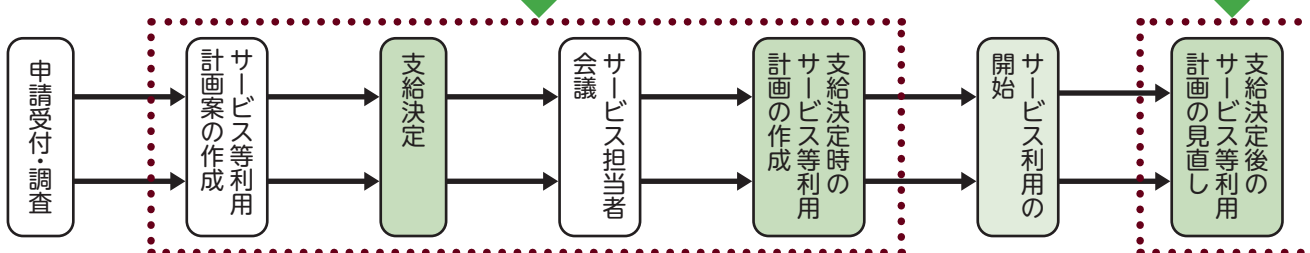


児童福祉法に基づく障害児支援

児童福祉法に基づく障害児福祉サービスです。



支給決定までの流れ



※障害児福祉サービスの申請については、障がい福祉課窓口(973-5452)にて手続きをさせていただきます。

利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1ヶ月当たりの負担上限があります。(非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし。)
また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。

利用できる障害福祉サービス等

赤ちゃんの発達	1歳頃	2歳頃	3歳頃	就学前	小学校	中学校 高校	成人期	
福祉サービス等	●児童発達支援 障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行うサービスです。				●移動支援事業 外出のための支援を行うサービスです。			
	●医療型児童発達支援 福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行うサービスです。				●放課後等デイサービス 就学児童(小学生・中学生・高校生)が学校の授業終了後や長期休暇中に通うことのできる事業所です。生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行うサービスです。			●就労移行支援 一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行うサービスです。
	●居宅訪問型児童発達支援 重度の障がいなどにより、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児にその障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与等を行うサービスです。				●就労継続支援(A型・B型) 一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行うサービスです。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。			
	●保育所等訪問支援 保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援や、施設等の職員への専門的な助言などを行うサービスです。				●就労定着支援 一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行うサービスです。			
	●日中一時支援 障がい児の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として宿泊のない預かりを行うサービスです。				●短期入所(ショートステイ) 自宅でお世話している方が病気など何らかの理由で子育てができないとき、短期間施設でお泊りの支援を行うサービスです。			
	●居宅介護(身体介護等) ヘルパーが自宅において家族に代わり介護等(食事・排泄・入浴などの身体的介護等)を提供するサービスです。							

1. 障害児通所支援

※事業所については、P37～P41「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

児童発達支援

㊦

未就学の障がい児に対し、児童発達支援センターや児童発達支援事業所などで日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

医療型児童発達支援

㊦

上肢、下肢または体幹に機能障がいのある児童に対し、医療型児童発達支援センターなどで児童発達支援および治療を行います。

放課後等デイサービス

㊦

就学している障がい児に対し、授業の終了後、または休日にサービスを提供する事業所などで生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援

㊦

保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

居宅訪問型児童発達支援

㊦

重度の障がいなどにより、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に、その障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

2. 障害児相談支援

※事業所については、P37～P41「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

障害児支援利用援助

㊦

障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助

㊦

支給決定されたサービス等の一定期間ごとの状態の把握及び評価を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。

3. 障害児入所支援

※事業所については、P37～P41「関係機関・施設等一覧表」参照

コザ児童相談所 ☎937-0859 FAX938-7288

福祉型障害児入所施設

㊦

施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設です。

医療型障害児入所施設

㊦

施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設です。

4. 高額障害福祉サービス等

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

高額障害福祉サービス等

㊦

同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合、世帯における1ヶ月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

㊦ 難病患者

㊦ 障がい児

㊦ その他

㊦ その他以外の全て

㊦ 全て

㊦ このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。



児童発達支援センターについて

児童発達支援センターとは、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適用のための訓練を行う施設です。
うるま市内には、こども発達支援センターあすいろが令和4年8月より開所しており、下記の支援を行っております。

こども発達支援センターあすいろ ※事業所については、P39「関係機関・施設一覧表」のNo.144参照

1. 児童発達支援(未就学児・単独通所)

お子さまのみで通所して、集団活動や必要に応じて個別活動を行います。他の保育所や児童発達支援事業所、当施設の親子通所との併用も可能です。

2. 児童発達支援(木・土)(未就学児・親子通所)

親子で通所することで、普段は見られないお子さまの集団での様子を見ることができます。行動の理由を知ること、褒め上手になり、楽しい子育てにつながるかもしれません。
療育を通じて、お子さまだけでなく、ご家族の穏やかな成長をお手伝い致します。また、スタッフがお子さまの療育を行っている間に、保護者向けの子育て教室を受講できます。

3. 保育所等訪問支援

専門スタッフがお子さまの通っている保育所、学校、学童に出向き、その場の環境に応じて効果的な支援を一緒に考えます。

4. 放課後等デイサービス(就学児)

放課後等や長期休みにお子さまをお預かりし、楽しい療育プログラムからそれぞれの育ちをサポート致します。

お子さまにとって、放課後にくつろげる安心の場所、自分らしく楽しめる場所でもあります。

子育ての困りごと、一緒に考えましょう。





補装具・日常生活用具等

日常生活の能率の向上または便宜を図るため、補装具費を給付または日常生活用具を給付するものです。ただし、世帯の市町村民税額に応じて自己負担があります。

1. 補装具費の給付

身(難)児

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

身体障害者手帳を交付されている方および難病患者等。ただし、介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具が貸与される方を除く。所得制限あり。※事前申請が必要です。

内容

障がい者等の失われた身体機能を補完または代替する補装具が必要であると更生相談所等の医師が判定したとき、障がいの内容および程度に応じ補装具の交付、修理、借受けに対する費用の支給が受けられます。詳しくは、障がい福祉課障がい給付係にお問い合わせください。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 補装具の見積書
- 特定疾病受給者証(難病の方)
- 市町村民税課税(非課税)証明書(その年の1月1日にうるま市に住民登録のない方)
- マイナンバーカード
- 印鑑
- 医学的判定(意見)書等
- 保護証明書(生活保護受給の方)

補装具の種目

区分	種目	名称
義肢	義手	肩義手・手義手・上腕義手・手部義手・肘義手・手指義手・前腕義手
	義足	股義足・果義足・大腿義足・足根中足義足・膝義足・足指義足・下腿義足
装具	下肢装具	長下肢装具・足底装具・短下肢装具・股装具・ツイスター・膝装具・先天性股脱装具・内反足装具
装具	靴型装具	靴型装具
	体幹装具	頸椎装具・仙腸装具・胸椎装具・側彎矯正装具・腰椎装具
	上肢装具	肩装具・把持装具・肘装具・MP(屈曲および伸展)装具・手関節背屈保持装具・長対立装具・指装具・短対立装具・BFO
座位保持装置	座位保持装置(借受け含む)	座位保持装置

区分	種目	名称	
その他	盲人安全つえ	普通用・携帯用・身体支持併用	
	義眼	普通義眼・特殊義眼	
	眼鏡	コンタクトレンズ・矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡	
	補聴器	重度難聴用箱型・重度難聴用耳掛型・高度難聴用箱型・高度難聴用耳掛型・挿耳型・骨導式箱型・骨導式眼鏡型	
	車いす	普通型・リクライニング式普通型・手動リフト式普通型・前方大車輪型・リクライニング式前方大車輪型・片手駆動型・リクライニング式片手駆動型・レバー駆動型・手押し型・リクライニング式手押し型・テイルト式普通型、リクライニング・テイルト式普通型、テイルト式手押し型、リクライニング・テイルト式手押し型	
	電動車いす	普通型・手動兼用型・リクライニング式普通型・電動リクライニング式普通型・電動リフト式普通型・簡易型、電動テイルト式普通型、電動リクライニング・テイルト式普通型	
	※座位保持いす	座位保持いす	
	※起立保持具	起立保持具	
	その他	歩行器(借受け含む)	六輪型・四輪型(腰掛つき)・四輪型(腰掛なし)・三輪型・二輪型・固定式・交互型
		※頭部保持具	頭部保持具
※排便補助具		排便補助具	
歩行補助つえ		松葉づえ・カナディアンクラッチ・ロフトランドクラッチ・多脚杖、プラットフォーム杖	
	重度障がい者用意思伝達装置(借受け含む)	重度障がい者用意思伝達装置	

※は、身体障がい児のみ



補装具・日常生活用具等



2. 日常生活用具の給付



障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた在宅の重度障がい児・者および難病患者等。

ただし、介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具が貸与される方を除く。所得制限あり。

※用具の種目ごとに対象者が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※事前申請が必要です。

必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳、精神保健福祉手帳
- ・特定疾病受給者証(難病の方)
- ・日常生活用具の見積書
- ・市町村民税課税(非課税)証明書(その年の1月1日にうるま市に住民登録のない方)
- ・印鑑 ・保護証明書(生活保護受給の方)
- ・医師意見書(必要時)

日常生活用具の種目

▶ 介護・訓練支援用具

- ・特殊寝台 ・特殊マット(A)
- ・特殊マット(B) ・特殊尿器 ・入浴担架
- ・体位変換器 ・移動用リフト ・訓練いす

▶ 自立生活支援用具

- ・入浴補助用具 ・便器 ・頭部保護帽
- ・T字状・棒状のつえ(1本杖のみ)
- ・移動・移乗支援用具 ・特殊便器
- ・火災警報器・自動消火器 ・電磁調理器
- ・歩行時間延長信号機用小型送信機
- ・聴覚障害者用屋内信号装置

▶ 在宅療養等支援用具

- ・透析液加温器
- ・ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器
- ・酸素ボンベ運搬車(者のみ)
- ・動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
- ・盲人用体温計(音声式)
- ・盲人用体重計 ・盲人用血圧計

▶ 情報・意思疎通支援用具

- ・携帯用会話補助装置 ・情報・通信支援用具
- ・点字ディスプレイ ・点字器
- ・点字タイプライター
- ・視覚障害者用ポータブルレコーダー
- ・視覚障害者用活字文書読上げ装置
- ・視覚障害者用拡大読書器 ・盲人用時計
- ・聴覚障害者用通信装置
- ・聴覚障害者用情報受信装置
- ・人工喉頭 ・人工喉頭(埋込型用人工鼻)
- ・点字図書

▶ 排泄管理支援用具

- ・ストマ装具(蓄便袋) ・ストマ装具(蓄尿袋)
- ・紙おむつ ・尿器 ・洗腸用具

▶ 居宅生活動作補助用具

- ・住宅改修費

3. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

小児慢性特定疾病医療の対象者(ただし、他法優先となります)

※事前申請が必要です。

内容

日常生活用具

便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・フールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー(吸入器)・パルスオキシメーター・ストマ装具(蓄便袋、蓄尿袋)・人工鼻。

ただし、世帯の所得に応じて費用の一部負担があります。

4. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

18歳未満(申請日時点)で聴覚の身体障害者手帳を取得できない程度の難聴のある方。(両耳の聴力レベルが30デシベル以上)

※事前申請が必要です。

内容

身体障害者手帳の交付対象とならない聴覚の程度にある18歳未満の児童へ補聴器の購入費等の一部を助成します。

※助成対象者及び助成対象者の属する世帯員のうち、市民税所得割額が46万円以上ある方がいる場合は助成対象となりません。

必要なもの

- ・医師意見書 ・見積書 ・印鑑 ほか
- ※他の法令等の規定(障害者総合支援法など)による給付が受けられる場合は、対象外となります。詳しくは窓口でお問い合わせください。



補装具・日常生活用具等

その他の支援

1. 手話通訳者の派遣



障がい福祉課 手話通訳担当
☎973-5452 FAX973-5103
sign-lang@city.uruma.lg.jp

対象

うるま市に居住する聴覚障がい者とその家族及び市内に在住する聴覚障がい者とコミュニケーションを図る必要がある方

内容

医療機関、公的機関、教育や保育、社会活動等に手話通訳者を派遣します。派遣を希望する日の5日前までに申請が必要ですが、緊急の場合はその限りではありません。

2. 手話通訳者設置事業



障がい福祉課 手話通訳担当 ☎973-5452 FAX973-5103

対象

手話を言語とする聴覚障がい者

内容

手話通訳者を障がい福祉課に配置して事務手続き等の利便を図っています。

設置時間

平日 午前8時半～午後4時45分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日を除く)

3. 要約筆記者の派遣



うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459 FAX974-5306

対象

市内に在住する聴覚障がい者及び市内に在住する聴覚障がい者とコミュニケーションを図る必要がある方

内容

①医療機関等(受診等)
②公的機関等(役所手続等)
③教育、保育(授業参観等)
④当事者団体社会活動等(各種会議等)
派遣を希望する日の1週間前までに申請が必要です。

4. 緊急通報システム



65歳以上の窓口…介護長寿課 高齢者福祉係
☎973-3208
重度身体障がい者の窓口…障がい福祉課 障がい給付係
☎973-5452

対象

介護長寿課:在宅でひとり暮らしをしている65歳以上の虚弱な高齢者、もしくは65歳以上の高齢者のみの世帯でどちらか虚弱な場合で、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方。
障がい福祉課:日常生活を営む上で常時注意を必要とするひとり暮らしの重度身体障がい者で、原則として所得税非課税世帯に属する方

内容

機器本体かペンダントのボタンを押すだけで24時間体制で緊急通報を受け付け、必要に応じ協力員への連絡や救急車の要請を行います。
※機器とペンダントは無料で貸与します。
※機器の利用にはNTTの電話回線が必要です。

5. 重度身体障がい者および高齢者福祉電話設置

65歳以上の窓口…介護長寿課 高齢者福祉係
☎973-3208
重度身体障がい者の窓口…障がい福祉課 障がい給付係
☎973-5452

対象

住民税非課税世帯のうち、下記のいずれかに該当する方
介護長寿課:65歳以上の一人暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯、虚弱であると認められる方と同居している高齢者。
障がい福祉課:コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話設置の必要性が認められる、外出困難な在宅の重度身体障がい者。

内容

安否の確認および緊急連絡の手段の確保を図るために福祉電話を設置します。福祉電話の設置費、撤去費はうるま市が負担いたしますが、毎月の基本料金と通話利用分は利用者の負担となります。



その他の支援

6. うるま市避難行動要支援者避難支援事業

福祉政策課 福祉政策係 ☎989-0203

対象

- 要介護認定3以上の方
- 身体障害者手帳1級または2級の方
- 療育手帳A判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 難病患者または小児慢性特定疾患
- 上記には該当しないが、名簿への登録を希望する方

内容

災害時に一人で避難することが困難であり、支援を必要とする方に対し、避難支援や安否確認などの支援体制を構築する事業です。

※災害時は支援者も被災している場合がありますので、必ず支援が受けられるとは限らない事をご理解ください。

7. 生活支援事業

うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459 FAX974-5306

対象者

うるま市内在住で在宅にて療養・介護が必要な方に対して、一時的に貸出しや給付を行っています。

貸出期間

原則として3ヶ月以内

介護機器

車いす、シャワーチェア、歩行器等
※在庫に限りがあるため、要確認

8. 市営住宅入居抽選の優遇について (身) (知) (精)

維持管理課 市営住宅係 ☎989-3619
(令和5年度より施設保全課 市営住宅係)

対象

- ① 身体障害者手帳1～4級を交付されている方
- ② 療育手帳A1、A2、B1の判定を受けた方および同程度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級を交付されている方

内容

対象者が入居応募する場合または入居応募者と同居しようとする親族に対象者がいる場合、公開抽選会での当選率が一般の方よりも2倍になります。



その他の支援



自動車・交通等

1. 自動車運転免許取得に対する助成 身

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452
運転適性相談結果票について…
沖縄県警察運転免許センター適性試験係 ☎851-1000

対象

満18歳以上の自動車運転免許取得資格のある身体障がい者で、初めて運転免許を取得される方。
※事前に申請が必要です。

内容

助成額 全費用の2/3(上限10万円)(所得制限あり)
※初めて運転免許を取得する場合のみ対象となります。

必要なもの

- ・印鑑 ・履歴書 ・課税証明書
- ・運転適性相談結果票(3ヶ月以内のもの)
- ・身体障害者手帳

2. 自動車改造に対する助成 身

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

対象

重度の上肢・下肢または体幹機能障害の方で、就労等に伴い自動車改造を必要とする方。
※事前に申請が必要です。

内容

就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合10万円を限度に助成します(所得制限があります)。

必要なもの

- ・自動車改造の見積書 ・運転免許証
- ・車検証 ・印鑑 ・課税証明書
- ・身体障害者手帳

3. 生活福祉資金(障がい者用 身 知 精) 自動車購入に必要な経費)の貸付

うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459

対象

身体障害者手帳等を交付されている方の属する世帯で必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

内容

日常生活を送る上でまたは自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用のうち、障害者用自動車の購入に必要な経費の貸付。

貸付限度額

250万円以内
※総経費のうち1割の自己資金が必要。

返済期限

8年以内

貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%
※詳細について相談が必要となります。貸付希望の方は事前にお問い合わせください。

4. 運賃の割引 手帳

① タクシー運賃の割引

対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内容

障がい者本人が乗車する場合に、障害者手帳を提示することにより、タクシー運賃の10%が割引かれます(迎車料、高速料金、駐車料金等は対象となりません)。
ただし、個人営業やタクシー事業者により異なる場合がありますので、詳しくは乗車前に各タクシー会社にお問い合わせください。

② バス運賃の割引

対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内容

単独で障がい者本人が乗車する場合に、各手帳を提示することにより、バス運賃の50%が割引かれます。ただし、介護人(1人まで)の割引や沖縄ICカード、障がい者用OKICAの発行等について、詳しくは乗車前に各バス会社にお問い合わせください。



③JR鉄道の運賃の割引

対 象

身体障害者手帳、療育手帳を交付されている方。

窓 口

各駅の乗車券販売窓口

手続き

窓口到手帳を提示。なお12歳以上の第1種手帳所持者が、介護者とともに100kmまでの区間に乗車する場合には、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能。(有人改札を利用)
※詳しくは乗車前に各窓口にお問い合わせください。

④航空旅客運賃の割引

対 象

12歳以上で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

第1種の方は、介護者(1人まで)とともに割引が受けられます。なお、第2種の方は、各窓口にお問い合わせください。(国内航空運賃が対象)

割引率

各航空会社または路線によって異なりますので、事前に各窓口にお問い合わせください。

窓 口

各航空会社カウンター、営業所および指定代理店

⑤旅客船運賃の割引

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

第1種の方は、介護者(1人まで)とともに割引が受けられます。第2種の方は、各窓口にお問い合わせください。

割引率

旅客船会社により異なりますので、事前に各窓口にお問い合わせください。

窓 口

各旅客船会社

⑦ゆいレール運賃の割引

沖縄都市モノレール株式会社 ☎859-2630

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

各手帳を提示すれば普通運賃の50%割り引き(10円単位で切上)となります。ただし、本人と介護者1人までです。詳しくは事前に各駅係員へお問い合わせください。

5. 那覇空港駐車場料金の割引

那覇エアポートパーキング(株) ☎858-7626

内 容

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳)を窓口で提示すれば、料金が半額となります。
※事前精算機を利用されると障がい者割引が適用されませんので、駐車場出口料金所をご利用ください。

6. 有料道路通行料金の割引 (身)(知)(児)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

制度に関するお問い合わせ先…

西日本高速道路株式会社 九州支社 ☎0120-924-863

(上記の番号がご利用できない場合) ☎06-6876-9031

平日 午前9時～午後5時25分

ETC利用登録等に関するお問い合わせ先…

有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233

平日 午前9時～午後5時

対 象

障がい者1人につき自動車1台の割引登録ができます。※障がい福祉課で事前登録が必要です

対象となる障がい者	本人運転	身体障害者手帳の交付を受けている者
	本人以外が運転	身体障害者手帳…1種の方 療育手帳…A1・A2の方
対象となる自動車	「自家用」と記載されているもの(事業所と記載されている場合は対象となりません。)のうち、「乗用」、「貨物」、「特殊」、「二輪自家用」で要件を満たしているもの。 ※レンタカー、タクシー、軽トラック、車用自動車、代車等は割引対象外。	
自動車の所有者要件(個人名に限る。法人名が記載されているものは対象なりません。)	本人運転	本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者並びに同居の親族等
	本人以外が運転	同上(上記のものが車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している人)
割引料金額	※割賦購入(ローン)または長期リースにより自動車を利用している場合であって、自動車車検証等の「使用者の氏名または名称」欄に、上記の該当する方の氏名が記載されているものは対象になる。(割賦契約書またはリース契約書が必要)	
割引料金額	通常料金の約半分	



7. 駐車禁止除外指定車

身 知 精

うるま警察署交通課 ☎973-0110

石川警察署交通課 ☎964-4110

手続き方法等、詳細は最寄りの警察署交通課にお問い合わせください。

対 象

- ①身体障害者手帳を交付されている方で、次の歩行困難と認められる方
 - ㊦視覚障害 1～3級および4級の①
 - ㊧聴覚障害 2～3級
 - ㊨平衡機能障害 3級
 - ㊩上肢障害 1～2級の①および2級の②
 - ㊪下肢障害 1～4級
 - ㊫体幹障害 1～3級
 - ㊬内部機能障害 1～3級
 - ㊭乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - (a)上肢機能 1～2級
(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
 - (b)移動機能 1～2級
- ②療育手帳を交付されている方で重度障害の程度に該当する方で、歩行困難と認められる方
- ③精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で1級の方
- ④小児慢性特定疾病児手帳を交付されている方で色素性乾皮症の方(日出から日没まで)

内 容

駐車禁止除外指定標章を掲出している場合には、道路標識等で駐車が禁止されている場所等に駐車することができます。(法定駐車禁止場所を除く)

- ・有効期限3年

8. 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度

全

対 象

次の方のうち、「歩行が困難な方」、「移動の際に特別な配慮が必要な方」

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者
- ④難病患者
- ⑤高齢者等(要介護認定を受けた者)
- ⑥妊産婦
- ⑦その他知事が必要と認める者

※担当窓口は以下のとおりです。

- ・①、②、③、④は障がい福祉課障がい給付係
☎973-5452
- ・⑤は介護長寿課高齢者福祉係 ☎973-3208
- ・⑥、⑦は子育て世代包括支援センター包括支援係 ☎923-7609

内 容

公共施設や商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくために、障害のある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に共通の「利用証」が交付されます。

必要なもの

対象の①～⑦によって必要な書類等が異なります。

- ①身体障害者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳
- ④特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれか
- ⑤介護保険被保険者証
- ⑥母子健康手帳
- ⑦医師の診断書・意見書等、本人確認書類

※上記に加え、代理人による申請の場合は代理人の本人確認書類





教育

1. 就学相談・教育支援委員会



市教育委員会 学校教育課 ☎923-7120 FAX923-7142

内容

障がいのある児童・生徒に対する義務教育は、小学校・中学校・特別支援学校の中で、いろいろな指導形態で行われています。

就学相談では、障がいのある児童・生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じた支援や適切な教育の場について、必要な情報提供を行います。また、保護者の申し出を受けて、教育学、医学、心理学等の関係者を委員とする教育支援委員会において親子面談と審議を行い、就学先決定や支援についての相談や助言を行います。

2. 教育相談【ふたば】

具志川地区相談室、与勝地区相談室(与那城地区公民館2階)
☎989-9127 FAX989-9134

内容

学校や対人関係、生活行動等に関する相談や教育上の問題や悩みをもつ幼児・児童生徒と保護者・教師の相談に応じ、支援を行います。

3. 適応指導教室【さわやか学級】

与那城地区公民館2階 ☎989-9128 FAX989-9134

内容

心理的・情緒的要因による不登校児童生徒に対して、個々の状態に応じた指導支援、居場所づくりを行い、人間関係の改善を図るとともに、自立心・社会性を高め、可能な限り、学校復帰に向けての支援を行う場所です。適応指導教室【さわやか学級】への入級は、教育相談【ふたば】での教育相談を経て、入級判定会議に諮ってから入級となります。入級希望でも、まずは教育相談【ふたば】へご連絡ください。

4. つなぎ支援コーディネーター

障がい福祉課 障がい相談係 ☎973-5452

内容

卒業を控えた時期や就職時等に、学校、企業、就労系サービス、医療機関の相談支援ニーズを顕在化させ、利用者のライフステージの移行に合わせた総合的なサービス提供へ円滑につながるよう、学校と連携しながら必要な情報提供や関係機関へのつなぎ等を行います。

教育



就労支援・相談

1. 沖縄公共職業安定所 (ハローワーク沖縄)



☎939-3200(42#) FAX939-3209

内容

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方や障がいをお持ちの方で、仕事をしたい方、あるいは職業訓練などを受けたい方は公共職業安定所にご相談ください。

2. 中部地区障害者就業・ 生活支援センター花灯



☎989-6527 FAX989-6525

内容

障がいのある方の就職および就業生活の支援と事業主に対して雇用管理に関わる助言等を無料で行っています。ご本人やご家族のプライバシーは守られます。お電話でご予約ください。

開所時間

午前10時～午後5時15分

予約受付時間

午前9時～午後4時

3. 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援



障がい福祉課 障がい支援第1第2係 ☎973-5452

制度について詳しくはP19をご覧ください。

就労支援・相談



税・使用料の減免等

1. 所得税および市民税・ 県民税の障がい者控除 身 知 精 児

所得税……………沖縄税務署 ☎938-0031
※自動音声案内
市民税・県民税は…市民税課 ☎973-5382

納税者自身または控除対象配偶者および扶養親族が税法上の障がい者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

2. 市民税・県民税の障がい者非課税 身 知 精 児

市民税課 ☎973-5382

対 象

賦課期日(1月1日)において、納税者本人が税法上の障がい者に該当する場合。

内 容

本人の前年の合計所得金額が135万円以下のときは、所得割と均等割が非課税となります。

3. 相続税等の障がい者控除 身 知 精 児

沖縄税務署 ☎938-0031

対象者

- ① 相続税の障がい者控除
相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者のときは20万円)が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。
 - ② 特別障がい者等に対する贈与税の非課税
特定障がい者(特別障がい者または特別障がい者以外の障がい者のうち精神に障がいがある方)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権のうち、特別障がい者である特定障がい者の方については6,000万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。
- ※この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

③ 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金等の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障がい者扶養救済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除きます)については、所得税はかかりません。この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも相続税や贈与税はかかりません。

4. 個人事業税 身

コザ県税事務所 課税班 ☎894-6501

対 象

両眼の視力を喪失した方、又は両眼の視力が0.06以下の方。

内 容

両眼の視力を喪失した方、又は両眼の視力が0.06以下の方で、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で行っている方は課税されません。

5. NTT電話番号案内料の免除 身 知 精 児

NTT西日本 ふれあい案内担当 ☎0120-104-174
平日 午前9時~午後5時(土日祝日、年末年始を除く)

対 象

- ① 身体障害者手帳を交付されている次の方
 - ・視覚障がい1級~6級
 - ・肢体不自由1級、2級(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)
 - ・聴覚障がい2級、3級、4級、6級
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3級、4級
- ② 療育手帳を交付されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

内 容

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。
※ご利用前に事前に登録が必要です。



税・使用料の減免等

6. NHK放送受信料の免除

(身)(知)(精)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452

全額免除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

半額免除

以下の障がいの認定を受けている方が住民基本台帳法にいう世帯主で、かつNHKとの受信契約者である場合

- ① 視覚障がい者または聴覚障がい者
- ② 療育手帳A1・A2
- ③ 身体障害者手帳1・2級
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 印鑑(認印可)

※障がい福祉課が減免申請書を発行します。

7. 自動車税(種別割・環境性能割)

(身)(知)(精)

沖縄県コザ県税事務所 ☎894-6500
 沖縄市美原1-6-34(中部合同庁舎)1階
 沖縄県税コールセンター ☎943-5021

障害者手帳等減免

① 身体障害者手帳を交付されている方

下表による障がい程度の範囲に該当する方。

※複数の障害があり、いずれの障害も下表で減免対象とならない場合でも、障害の合計指数による認定等級が1級の場合は減免対象となります。

○:該当するもの、×:該当しないもの

	該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	×	×
聴覚障害		○	○	×		×
平衡機能障害			○		×	
音声機能障害			○	×		
上肢不自由	○	○	×	×	×	×
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	○	○	×	×	×
	移動	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○		○	×		
じん臓機能障害	○		○	×		
呼吸器機能障害	○		○	×		
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○	×		
小腸の機能障害	○		○	×		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	×		
肝臓機能障害	○	○	○	×		

② 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証を交付されている方

療育手帳 A1・A2	該当
精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証所持者(本人運転を除く)	
療育手帳 B1・B2	非該当
精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	

構造減免

障がいのある方のために使用される自動車で一定の要件を満たす場合において自動車税の減免が受けられます。また、特殊用途自動車(8ナンバー)のうち「身体障害者輸送車(車いす移動車)」または「入浴車」については専ら身体障がい者等の利用に供すると認められる場合、自動車税を減免できる場合があります。詳しくは沖縄県自動車税事務所へお問い合わせください。

減免申請期限

- 自動車税 4月1日前から自動車を所有している自動車
納期限まで
 4月1日後に名義変更(移転登録)で取得した自動車
翌年度の納期限まで
 4月1日後に新規取得(新車・中古新規登録)した自動車
登録(取得)日

8. 軽自動車税(軽自動車・原付・軽二輪・小型二輪)の減免

(身)(知)(精)(児)

対象者については「7.自動車税(種別割・環境性能割)」をご参照ください。

※軽自動車については療育手帳B1、B2の方も減免の対象となります。

受付期限

納税通知を受けられてから、軽自動車税の納期限までに市民税課窓口へお越しください。

必要なもの

- 運転手の運転免許証
- 障害者手帳又は療育手帳等
- 車検証
- 軽自動車税の納税通知書

TAX

税・使用料の減免等

♡ その他

1. 郵便等による不在者投票



うるま市選挙管理委員会 ☎973-4332

郵便等投票証明書の交付を事前に受けることにより、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。詳しくは、うるま市選挙管理委員会へお問い合わせください。

対象

身体に障がいがあり、選挙の際に投票所に行くことができない方で、次の①または②に当てはまる方
①下表の手帳等の交付を受け、自ら投票用紙に記入できる方

区分	障がい等の区分・程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹・移動機能	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

②上表に該当し、併せて上肢機能障害または視覚障害1級の認定を受け、自書できない方(あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。)

2. 選挙の際の代理投票・点字投票



うるま市選挙管理委員会 ☎973-4332

内容

選挙の際に文字を書くことが困難な方は、申出により、投票所の係員が代わりに投票用紙に記入する代理投票をすることができます。

視覚障害のある方は、投票所にある点字器またはご自身の点字器を使用し、点字投票をすることができます。

3. 聴覚・言語障がい者用110番アプリ



沖縄県警察本部 ☎862-0110

内容

言語や聴覚に障がいのある方が、文字対話方式で警察に通報するアプリです。※事前の登録が必要です。

4. 聴覚・言語障がい者用NET118



海上保安庁警備救難部管理課 ☎03-3591-6361

内容

言語や聴覚に障がいのある方が、文字対話方式で海上保安庁に通報するアプリです。※事前の申請が必要です。

5. 聴覚・言語障がい者用メール119



うるま市消防本部 警防課 ☎975-2006 FAX973-8313

対象

音声による119番通報が困難な聴覚又は音声・言語に障がいのある方。

内容

携帯電話またはパソコン等の電子メール機能を使用して、消防車や救急車等の出動要請に限り利用できます。なお、ご利用する場合には**事前の登録が必要です**。詳しくは、市消防本部警防課にお問い合わせください。

6. 聴覚・言語障がい者用NET119



うるま市消防本部 警防課 ☎975-2006 FAX973-8313

対象

音声による119番通報が困難な聴覚又は音声・言語に障がいのある方。

内容

スマートフォンやタブレットから正面をタッチする簡単な操作で、音声によらない119番通報が出来るシステムです。なお、ご利用する場合は、事前の登録が必要です。詳しくは、市消防本部警防課へお問い合わせください。

7. 電話リレーサービス(日本財団電話リレーサービス)

内容

聴覚や発語に困難がある方ときこえる方を通訳オペレーターが手話と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。事前の登録が必要です。(https://www.nftrs.or.jp)

8. 点字・声の広報等発行事業



うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459

内容

市内在住の視覚に障がいを持つ方を対象に、社協や公的機関の広報誌等を希望者へお届けするサービスです。

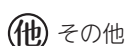
9. 図書館利用サービス



うるま市立中央図書館 ☎974-1112 FAX974-3505

内容

車椅子専用機を用意しております。朗読CD・大活字本・電子書籍等ご利用ください。※詳しくはうるま市立図書館にお問い合わせください。



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

10. 障がい者等のマル優(少額預金等の利子非課税)



各金融機関・証券会社等

内容

障害者手帳の交付を受けている方や障害児福祉手当を受けている方等、一定の条件を満たした方のみが利用できる制度で、預貯金の元本350万円までの利子が非課税になります。
 ※詳しくは各金融機関等にお問い合わせください。

11. 医療的ケアの必要なお子さんが利用することのできるサポートや制度について

※各種事業の対象要件については相談が必要です。

* 下記の「医療的ケア児と家族の育児・療育サポートガイド」は市ホームページよりダウンロードできます。



	連絡・相談窓口	0ヶ月 ~ 11ヶ月	1歳 ~ 5歳	小学(6歳~)	中学(12歳~)	高校(15歳~)	18歳~	20歳~
医療・看護	医療機関 (主治医等)	<input type="checkbox"/> 地域の小児医療の中心になる病院(沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターなど) <input type="checkbox"/> 発達支援等の専門外来やリハビリが受けられる医療機関(中部療育医療センター) <input type="checkbox"/> 自宅へ看護師等が訪問して医療的ケアをサポート(訪問看護事業)						
医療費	中部保健所 (地域保健班)	<input type="checkbox"/> 指定の小児慢性特定疾病の患者へ医療費を助成(小児慢性特定疾病医療費助成)(18歳まで) ※必要な場合は20歳まで延長申請可能 <input type="checkbox"/> 指定難病の患者へ医療費を助成(難病医療費助成)						
	うるま市役所 (子育て世代包括支援センター) (障がい福祉課) (こども家庭課)	<input type="checkbox"/> 未熟児に医療費を助成(未熟児養育医療) <input type="checkbox"/> 育成医療と同じ(更生医療)(18歳以上) <input type="checkbox"/> てんかん患者等の外来の医療費を助成(精神通院医療) <input type="checkbox"/> 身体の障がいの改善のための手術費用等の助成(育成医療)(18歳未満) <input type="checkbox"/> 重度の障がい児者の医療費の自己負担分を助成(重度心身障害者(児)医療費助成) <input type="checkbox"/> 子どもの医療費の助成(こども医療費助成)						
福祉サービス	沖縄県	<input type="checkbox"/> 子どもの保育や療育に関する支援(沖縄県療育等支援事業/中部療育医療センター、グリーンホーム) <input type="checkbox"/> 障がい児を入所にてサポートします(医療型障害児入所など) (18歳未満/コザ児童相談所)						
	うるま市役所 (障がい福祉課) 相談支援事業所	<input type="checkbox"/> 通いながら子どもの発達支援が受けられるサービス(児童発達支援・放課後等デイサービスなど) (18歳未満) <input type="checkbox"/> 障がい者を入所にてサポートします(療養介護)(18歳以上) <input type="checkbox"/> 在宅での介護をサポート(居宅介護・短期入所など) <input type="checkbox"/> サービス等利用計画の作成(障害児相談支援) <input type="checkbox"/> 日中の通所による介護サービス(生活介護)(18歳以上) <input type="checkbox"/> 市で設定された福祉サービス(地域生活支援事業)(相談支援・移動支援など)(訪問入浴) <input type="checkbox"/> 就労に向けた支援(就労移行支援など)(18歳以上) <input type="checkbox"/> 手帳に応じた制度利用や税金・公共料金等の減免等(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳) <input type="checkbox"/> 自動車改造費助成(上肢・下肢・体幹機能障害のみ) <input type="checkbox"/> 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 <input type="checkbox"/> 自立した生活のため日常生活用具の給付(日常生活用具給付事業) <input type="checkbox"/> 補装具 <input type="checkbox"/> 自動車運転免許取得事業(身障手帳のみ) <input type="checkbox"/> 同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合に利用者負担の合計が一定の基準額を超えた場合は差額が償還されます(高額障害福祉サービス等給付費)						
経済的サポート	うるま市役所 (こども家庭課) (障がい福祉課) (市民課国民年金係)	<input type="checkbox"/> 在宅重度障がい児に手当を給付(障害児福祉手当)(20歳未満) <input type="checkbox"/> 在宅重度障がい者に手当給付(特別障害者手当)(20歳以上) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭に手当を給付(児童扶養手当)(中程度の障害のある場合は20歳になる月まで) <input type="checkbox"/> 20歳以上の障がい者への年金(障害基礎年金) <input type="checkbox"/> 子どもの養育者に手当を給付(児童手当)(15歳到達後の3月31日まで) <input type="checkbox"/> 障がい児の養育者に手当を給付(特別児童扶養手当)(20歳未満)						
	中部福祉事務所 (地域福祉班)、うるま市(保護課)	<input type="checkbox"/> 養育者が掛け金を納め、将来障がい児が一定額の手当を受ける(沖縄県心身障害者扶養共済制度) <input type="checkbox"/> 生活困窮家庭の最低限度の生活保障支援(生活保護制度)						
母子保健	うるま市役所 (子育て世代包括支援センター) (こども発達支援課)	<input type="checkbox"/> 保健師等の訪問(未熟児・乳幼児全戸訪問・その他) <input type="checkbox"/> 親子(母子)健康手帳交付(妊娠時) <input type="checkbox"/> 乳児健診前期(4~6ヶ月) <input type="checkbox"/> 乳児健診後期(9~12ヶ月) <input type="checkbox"/> 1歳6ヶ月児健診 <input type="checkbox"/> 2歳児歯科健診 <input type="checkbox"/> 3歳児健診			(※以下は、産前産後の事業です) <input type="checkbox"/> 産前産後サポート事業 <input type="checkbox"/> 産後ケア事業 <input type="checkbox"/> 離乳食教室		(※その他の事業) <input type="checkbox"/> こども健康相談・栄養相談 <input type="checkbox"/> こどもの発達に関する相談(心理・言語相談) <input type="checkbox"/> 栄養食品支給事業※要件があります	
保育・教育	①うるま市役所 (保育こども園課) ②うるま市教育委員会 ③沖縄県教育委員会	①保育こども園課 <input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園 (障がい児保育、公立では医療的ケア児受け入れ、障がい児加配) <input type="checkbox"/> 子育て支援センター		②うるま市教育委員会 <input type="checkbox"/> 看護師・特別支援ヘルパー <input type="checkbox"/> 教育支援委員会 <input type="checkbox"/> 特別支援学級(小学校・中学校) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 通級指導教室(小学校・中学校)		<input type="checkbox"/> 高等特別支援学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 通常学級 <input type="checkbox"/> 病院内訪問学級・訪問教育		④大学など <input type="checkbox"/> 大学、短大、専門学校など
	ファミリーサポートセンター	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹等の保育所等の送迎や預かり等の子育て支援。生後3ヶ月~小学校6年生まで。(事前登録制)						
その他	中部保健所 (地域保健班)	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器を装着した小児慢性特定疾病児に対し、医療保険適用外での長時間の訪問看護サービスを利用できます(沖縄県療養生活支援事業) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を装着した在宅療養の難病患者(児)に外部バッテリー等を貸与できます(沖縄県難病患者人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業)						

その他

関係機関・施設等一覧表

1. うるま市事業所・施設一覧



(沖縄県ホームページ抜粋)

▶にこキッズ連絡会(障がい児通所支援事業所)

市内の障害児通所支援事業所で構成される連絡会のHPです。事業所一覧あります。



▶就労支援事業所マップ

市内の就労支援事業所がスマホでチェックできます。



NO	事業所一名称	住所 (建物名等省略)	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	施設入所支援	共同生活援助	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援(一般型)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	自立生活援助	計画相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所支援	医療型障害児入所支援
1	やまと	みどり町1-1-9	989-9923															○													
2	就労継続支援B型事業所心結	田場1110番地1	988-7008															○													
3	チャレンジド・ファームおきなわ	みどり町2-15-5	988-5644															○													
4	就労支援センターアップ	喜屋武280-2	988-7963															○													
5	ONEGAME 沖縄うるま	みどり町4-17-16	080-3090-9623															○													
6	うるまケアセンター	みどり町5-14-7	972-3661	○	○																										
7	ココニーヘルパーステーションうるま	みどり町5-27-9	972-6577	○	○	○																									
8	居宅介護事業所 だいじょうぶよ〜うるま事業所	みどり町5-3-1	989-4860	○	○	○	○																								
9	支援センターShaft	みどり町5-3-1	975-8006																				○	○							
10	うるま市地域生活支援センター あいあい	安慶名488	979-0555																				○	○							
11	共同生活援助グループホームありんこ	宇堅572	989-4001							○																					
12	就労支援事業所 ぶどうの木	宇堅572	989-4000														○	○													
13	就労サポートセンター ありんこ	宇堅919	973-1888															○													
14	ヘルパーステーションいずみ介護会	栄野比1151-1	972-7123	○	○																										
15	指定障害福祉サービス事業所 琉球薬草苑	栄野比1207-46	972-7880						○					○				○													
16	Compass	栄野比297	972-5083															○													
17	マイフレンド	市栄野比714-6	923-3567									○																			
18	福祉支援ちゅら えのび	栄野比805-1	982-4657															○													
19	指定相談支援事業所なごみ	栄野比939	972-6029																				○	○							
20	就労継続支援施設 くわの実	喜屋武301	974-3288															○													
21	訪問介護 ひまわり	具志川1345-1	923-0422	○	○																										
22	相談支援センターひまわり	喜仲1-3-18	923-0314																				○	○							
23	ニチケアセンターうるま	宮里201-6	979-2828	○	○																										
24	ライフサポートcocoa	宮里265-11	923-1380															○													
25	ホームヘルパーサービスセンター陽光館	字上江洲661番地	974-8000	○	○																										
26	FunVillage	字具志川11924-1	959-3780															○													
27	就労継続支援事業所 連	江洲2104-5	923-1919															○													
28	支援センターLaki	江洲2151-16	955-6587																				○	○							
29	訪問介護あやかいの城	江洲392	974-3241	○	○	○																									
30	生活介護事業所an's	江洲460-4	989-1614																												
31	デイサービス奈の花	江洲636	995-8718											難																	
32	生活介護事業所 kokua	江洲677-1	987-8703											○																	
33	短期入所事業所kokua	江洲677-1	987-8703																												
34	相談支援事業所 ちゃーげんき	高江洲449-3	080-4464-2713																				○	○							
35	生活介護事業所koa	高江洲711-1	989-1226															○													
36	グループホーム三つ葉	高江洲991-1-7	080-4273-7008							○																					
37	就労継続支援B型事業所 スリーアロー	高江洲991-2	989-1776															○													
38	あさひの家	昆布1264-3	989-6606														○	○													
39	Art Compass	昆布1282-10	972-5080																				○								
40	ヘルパーステーション愛の花	昆布676-2	962-8248	○																											
41	ヘルパーステーションえのび	字栄野比939	972-6029	○	○	○	○																								
42	ステップホーム	字栄野比939	972-4345						○																						
43	多機能型支援事業所 栄野比学園	字栄野比939	972-4313															○													
44	指定障害者支援施設 栄野比の里	字栄野比939	972-4345					○						○	○																



関係機関・施設等一覧表

NO	事業所一名称	住所 (建物名等省略)	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動援護	施設入所支援	共同生活援助	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援(一般型)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	地域移行支援	自立生活援助	計画相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所支援	医療型障害児入所支援
213	障害者支援施設 おおぞら寮	糸満市字阿波根567	994-5134					○			○	○																		
214	障害者支援施設 みなみの里	糸満市字摩文仁207	997-3900					○			○	○																		
215	障害者支援施設 えすの里	国頭郡大宜味村津波1971-763	0980-44-2112					○			○	○																		
216	障害者支援施設 一心療護園	国頭郡大宜味村津波1971-761	0980-44-2234					○			○	○																		
217	独立行政法人 国立病院機構 琉球病院	国頭郡金武町字金武7958-1	968-2133							○																				
218	障害者支援施設 松原園	国頭郡金武町金武4231	968-3961					○			○	○																		
219	障がい者支援施設 安住の郷	国頭郡恩納村字安富祖771-4	967-7007					○			○																			
220	指定障害者支援施設 沖縄中央療護園	中頭郡北中城村字仲順544-1	935-1000					○			○	○																		
221	指定障害者支援施設 都屋の里	中頭郡読谷村字都屋167-4	956-1150					○			○	○																		
222	高志保育園	中頭郡読谷村字高志保1047-1	958-4483					○			○	○																		
223	障害者支援施設 グリーンホーム	中頭郡中城村新垣1583	895-3999					○			○	○																		
224	障害者支援施設 愛泉園	中頭郡西原町字池田625	945-5181					○			○	○																		
225	沖縄中央育成園あおぞら荘	島尻郡南風原町宮平548-1	889-4100					○			○	○																		
226	沖縄中央育成園あさひ寮	島尻郡南風原町宮平548-1	889-4100					○			○	○																	○	
227	よもぎ学園	島尻郡南風原町宮平550	889-6011					○			○	○																		
228	あけもどろ学園	島尻郡八重瀬町具志頭1427-1	998-2500					○			○	○																		
229	てだこ学園	島尻郡八重瀬町字具志頭1392-1	998-2600					○			○	○																		
230	障害者支援施設 太希おきなわ	島尻郡八重瀬町仲座1038-1	851-7522					○	○		○	○					○													
231	指定障害者支援施設 青潮園	宮古島市平良字下里2632-1	0980-72-7795					○			○	○					○					○								
232	ふれあいの里	宮古島市平良字西仲宗根1327-1	0980-73-5305					○			○	○																		
233	あけぼの学園	宮古島市平良字西仲宗根745-5	0980-72-1660					○			○	○					○													
234	指定障害者支援施設おもと学園	石垣市字大川1581	0980-82-5035					○			○	○																		
235	障がい者支援施設 ハーモニー	石垣市字大浜1349-79	0980-82-0202					○			○	○																		

うるま市

障がい福祉ガイドブック

令和5年3月発行

本冊子に掲載の情報は令和4年11月現在の情報を掲載しているため、情報は変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

発行

うるま市

※内容を無断で複写・複製・転載することは固く禁じます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001

大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)



関係機関・施設等一覧表



難病患者



障がい児



その他



その他以外の全て



全て



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

